

四九 棒手振り商売につき法度

慶安元年（一六四八）八月

郡内商人鑿穿法度之事

一 棒手振り候者有之候ハ、𦵏ヶ年役錢申金貳朱取候て、札ヲ出シ、商可為致候事

一 奉公人上り之者ハ、役錢出し候共、商為致間敷候、然共、主人より無相違之由有之候ハ、札ヲ出し、売買可為致候事

一 郷中ニて田畑ヲ荒シ、棒手振候者ニて、商為致間敷ハ鑿穿致、其村庄屋・五人組より、田畑荒させ申間敷請合立候札ヲ出し可申候事

一 前々酒振商仕義、堅法度可仕候事

一 前々より連雀請取商仕候者よりハ、役錢申付間敷候、夫々之方より札ヲ出し可申候事

一 他国より商人来らハ、仲間之者宿致、売買仲間之者へ為致、可罷返事

一 他国より之商人、棒売一切為仕間敷候事

右之通申付候間、在々ニ至迄能々相改、急度可申付候、若相背候者有之ニおひてハ、過錢之上入籠可申付候、尤老若共相改、御法度之宗門等ニも有之哉、仲間内ニて能々相改可申者也

慶安四年子八月三日

（秋元家の重職）

高山新五左衛門判

（同）

町田佐五右衛門判

（同）

高山伝右衛門判

（法能 釧持 弘家文書 支配・法令一）

【解説】 本史料は、秋元家重職から領内での振り売り商いについて触れられた法度の写しである。全七条からなるが、基本は一条目にあり、他はその制限条項である。商い方法として、店を構えずに、商品を消費者の下へ持ち込む振り売りがあり、この振り売りの一方法として、商品を天秤棒で担いで売り歩く棒手振りがある。一条目は、領内で棒手振り商いを営む者に対し、年に甲金二朱を上納させて鑑札を与えることで公認把握しようとするものである。この史料は郡内各地に良く伝存されているもので、それだけに、この法度の持つ重要性がうかがえる。秋元家以後、幕領期もこの鑑札制度は継承されていた。